

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日決済取引に係る委託保証金の引出し等の制限)</p> <p>第22条 正会員は、顧客から発行日決済取引に係る委託保証金として差し入れられている金銭又は有価証券を、当該取引の決済前に引き出させ又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。</p> <p>(1) 引き出させ又は充当する際における当該顧客の発行日決済取引に係る受入保証金(現に受け入れている委託保証金をいう。以下同じ。)の総額(次条第1項に定める計算により算出した受入保証金の総額をいう。以下この節において同じ。)が、当該顧客の発行日決済取引(当該受入保証金に係るものに限る。次条及び第26条において同じ。)に係る有価証券(充当する場合においては、<u>対当する買付け又は売付けが行われた売建て又は買建てに係る有価証券を除く。</u>)について第20条第1項に定める額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を前条において準用する第29条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券</p> <p>(2) <u>発行日決済取引に係る有価証券の一部を決済するために引き出させる際における当該顧客の発行日決済取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の発行日決済取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る有価証券の約定価額から決済をする発行日決済取引に係る有価証券の約定価額を控除した額に100分の30を乗じた額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を前条において準用する第29条第2項各号に</u></p>	<p>(発行日決済取引に係る委託保証金の引出し等の制限)</p> <p>第22条 正会員は、顧客から発行日決済取引に係る委託保証金として差し入れられている金銭又は有価証券を、当該取引の決済前に引き出させ又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。</p> <p>(1) 引き出させ又は充当する際における当該顧客の発行日決済取引に係る受入保証金(現に受け入れている委託保証金をいう。以下同じ。)の総額(次条第1項に定める計算により算出した受入保証金の総額をいう。以下この節において同じ。)が、当該顧客の発行日決済取引(当該受入保証金に係るものに限る。次条及び第26条において同じ。)に係る有価証券について第20条第1項に定める額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を前条において準用する第29条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券</p> <p>(新設)</p>

掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券

(3) 決済する発行日決済取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券に係る売付代金の全部を委託保証金として差し入れさせることを条件に、当該決済をするために引き出させる場合には、第20条第1項の規定により顧客から差入れを受けた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券(当該差入れ後における受入保証金の総額が当該顧客の発行日決済取引(当該受入保証金に係るものに限る。))に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額以上となる場合に限る。

(新設)

(4) 発行日決済取引に係る有価証券の全部を決済するために引き出させる場合には、第20条第1項の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券

(新設)

(5) (略)

(2) (略)

(発行日決済取引に係る受入保証金の計算方法)

第23条 発行日決済取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額並びに当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきもの(発行日決済取引の決済後において、なお当該顧客の債務が残存しているときはその残存額を含む。)に相当する額を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第1項第2号に規定する受入保証金の総額については、決済する発行日決済取引に係る計算上の損失額に相当する額及び当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきものに相当する額を差し引かないものとする。

(発行日決済取引に係る受入保証金の計算方法)

第23条 発行日決済取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額並びに当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきもの(発行日決済取引の決済後において、なお当該顧客の債務が残存しているときはその残存額を含む。)に相当する額を差し引いて計算するものとする。

2 (略)

2 (略)

(発行日決済取引に係る委託保証金の維持)

第26条 正会員は、発行日決済取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の約定価額から対当する買付け又は売付けが行われた売建て又は買建てに係る有価証券の約定価額を控除した額に100分の20を乗じて得た額を下ることとなったときは、当該控除後の約定価額について第20条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までに追加差入れさせなければならない。

(信用取引に係る委託保証金の引出し等の制限)

第33条 正会員は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差し入れられている金銭又は有価証券を、未決済勘定の決済前に引き出させ又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りではない。

(1) 引き出させ又は充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金の係るものに限る。次条及び第37条において同じ。)に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額(引き出させる場合において、その額が30万円に満たないときは30万円)を超えている場合には、その超過額(充当する場合において、当該超過額が、当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額に第28条の規定により差し入れられるべき委託保証金の額を加算した額と30万円との差額に相当する額を超えるときは、その超える部分の額を控除した額。以下この号及び次号において同じ。)に相当する金銭又はその超過額を第29条第2項各号に掲げる率をもって除

(発行日決済取引に係る委託保証金の維持)

第26条 正会員は、発行日決済取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下ることとなったときは、第20条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までに追加差入れさせなければならない。

(信用取引に係る委託保証金の引出し等の制限)

第33条 正会員は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差し入れられている金銭又は有価証券を、未決済勘定の決済前に引き出させ又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りではない。

(1) 引き出させ又は充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金の係るものに限る。次条及び第37条において同じ。)に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額(引き出させる場合において、その額が30万円に満たないときは30万円)を超えている場合には、その超過額(充当する場合において、当該超過額が、当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額に第28条の規定により差し入れられるべき委託保証金の額を加算した額と30万円との差額に相当する額を超えるときは、その超える部分の額を控除した額。以下この号において同じ。)に相当する金銭又はその超過額を第29条第2項各号に掲げる率をもって除して得

して得た額に相当する有価証券

た額に相当する有価証券

(2) 充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る一切の有価証券の約定価額から反対売買を行った有価証券の約定価額(信用取引を行った日に反対売買を行い、同日に他の信用取引を行った場合における当該反対売買を行った有価証券の約定価額を除く。)を控除した額に100分の30を乗じた額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第29条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券

(新設)

(3) 未決済勘定の一部を決済するために引き出させる際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る一切の有価証券の約定価額から決済する未決済勘定に係る信用取引の有価証券の約定価額を控除した額に100分の30を乗じた額(その額が30万円に満たないときは、30万円)を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第29条第2項各号に規定する率をもって除して得た額に相当する有価証券

(新設)

(4) 決済(反対売買による決済を除く。)する未決済勘定に係る信用取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金の全部を委託保証金として差し入れさせることを条件に、当該決済をするために引き出させる場合には、第28条の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券(当該差入れ後における受入保証金の総額が当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額(その額が30万円に満たないときは、30万円)以上となる場合に限る。)

(新設)

(5) 未決済勘定の全部を決済するために引き出

(新設)

させる場合には、第28条の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券

(6) 信用取引により売り付けた有価証券が権利 (新設)

落し、当該権利落に伴い顧客が負担することとなった額を支払わせるために引き出させる際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額(その額が30万円に満たないときは、30万円)を超えている場合には、その超過額に相当する金銭

(7) (略)

(2) (略)

2 前項第1号から第4号まで及び第6号並びに (新設)

次条第3項の約定価額は、信用取引に係る一切の有価証券のうち権利落後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合(前項第1号(充当する際に限り、当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。))及び第2号(当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。))並びに次条第3項の約定価額は、顧客が証券会社と当該決済を行うことを約している場合を含む。)には、権利の価額を控除した価額とする。

(信用取引に係る受入保証金の計算方法)

第34条 信用取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失からその利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び当該顧客の信用取引につき負担すべきもの(未決済勘定中の一部に決済があった場合において、なお当該顧客の債務が残存しているとき(当該債務が借入金その他の債務として当該正会員との間で新たな債権債務関係となったものを含む。))はその残存額を含む。)に相当する額(前条第1項第6号に規定する受

(信用取引に係る受入保証金の計算方法)

第34条 信用取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失からその利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額及び当該顧客の信用取引につき負担すべきもの(未決済勘定中の一部に決済があった場合において、なお当該顧客の債務が残存しているとき(当該債務が借入金その他の債務として当該正会員との間で新たな債権債務関係となったものを含む。))はその残存額を含む。)に相当する額を差し引いて計算するものとする。

入保証金の総額について計算する場合は、売り付けた有価証券が権利落したことに伴い顧客が負担することとなった額を除く。）を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第1項第3号に規定する受入保証金の総額については、決済する未決済勘定に係る計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び当該顧客の信用取引につき負担すべきものに相当する額を差し引かないものとする。

2・3 (略)

(信用取引に係る委託保証金の維持)

第37条 正会員は、信用取引に係る委託保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る有価証券の約定価額から反対売買を行った有価証券の約定価額を控除した額に100分の20を乗じて得た額を下ることとなったときは、当該控除後の約定価額に100分の20を乗じて得た額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の正午までに追加差入れさせなければならない。

付 則

この改正規定は、平成14年7月29日から施行する。

2・3 (略)

(信用取引に係る委託保証金の維持)

第37条 正会員は、信用取引に係る委託保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下ることとなったときは、当該約定価額に100分の20を乗じて得た額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の正午までに追加差入れさせなければならない。